



審査請求書

2013年8月2日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

審査請求人
一般社団法人 グリーンピース・ジャパン
事務局長 佐藤潤一

2013年6月12日（府政科技第323号）開示決定について以下審査請求いたします。

1. 審査請求人の住所 氏名
東京都新宿区西新宿 8-13-11N・Fビル 2F
一般社団法人 グリーンピース・ジャパン 事務局長 佐藤潤一（36才）
2. 審査請求に係る処分
処分庁の行った 2013年6月12日の行政文書開示決定処分（府政科技第323号平成25年6月12日）
3. 前項の処分があったことを知った年月日
2013年6月14日
4. 審査請求の趣旨
行政文書開示決定通知書（別紙の府政科技第323号平成25年6月12日を参照。以下本件通知書）第3項において不開示とした部分等なしとの決定がなされているにも関わらず、第2項の開示する行政文書としては、第一項に掲げた請求する行政文書の極く一部が掲げられているに過ぎず、請求対象文書の存否のすべてを明らかにしていない不適法な処分であり、第1項に掲げたすべての文書を開示することを求める。



5. 審査請求の理由

(1) 審査請求人は、2013年5月10日付けで、処分庁に対し情報公開法に基き、下記の文書の開示を請求した。

- ①原子力委員会原子力災害補償専門部会の第1回(1958年11月25日)から19回(1960年5月13日)までの各回ごとの議事録および配布資料
- ②1960年 第六回原子力委員会の議事録および配布資料
- ③原子力委員会参与会 1959年の第11～12回、1960年の第1回～第5回の議事録および配布資料

(2) 処分庁は、本件通知書で、第三項で「不開示とした部分等とその理由」を「なし」とすると同時に第二項「開示する行政文書の名称」において以下に掲げる行政文書のみを開示する不開示部分のない全部開示の処分を行った。

行政文書の名称（上記5. (1)の①～③に掲げるうちの③の一部）

- ・ 第六回原子力委員会の議事次第
- ・ 第六回委員会資料第2号
- ・ 第6回委員会資料第3号
- ・ 第7回委員会資料第13号(第6回原子力委員会定例会議議事録)

(3) しかし、以下のことから本件処分は妥当ではない。

行政文書開示決定通知書には

「3 不開示とした部分とその理由
なし」

とされているが、本件開示請求の際に審査請求人が特定した開示請求対象文書は以下の通りである。

「原子力委員会原子力災害補償専門部会の第1回(1958年11月25日)から19回(1960年5月13日)までの各回ごとの議事録および配布資料」、
「1960年 第六回原子力委員会の議事録および配布資料」、
「原子力委員会参与会 1959年の第11～12回、1960年の第1回～第5回の議事録および配布資料」



きわめて明確に本件請求対象文書を特定したにもかかわらず、処分庁は以下のもののみを開示請求対象文書として特定をし、全部開示の処分を行っている。

- 「・第六回原子力委員会の議事次第
- ・第六回委員会資料第2号
- ・第6回委員会資料第3号
- ・第7回委員会資料第13号(第6回原子力委員会定例会議議事録)」

処分庁は、本件開示請求の対象文書を特定し、その存否を明らかにし、その上で開示・不開示の判断を情報公開法の規定に照らして行う義務がある。しかしながら、処分庁は請求対象となっている文書の存否を明らかにしておらず、一部文書のみを特定した全部開示処分を行っており、不適法な処分である。

また、本件請求対象文書のうち、第6回の原子力委員会の資料について一部のみ特定され、第六回委員会資料第1号のみ除外されているが、委員会の資料等については通常は会議ごとにまとめて保管されるなどの適正な管理が行われているはずであり、本件処分で特定されたもの以外にも、本件請求対象文書は存在していなければならない。

6. 以上のとおり、本件処分は不適法・違法であり、「3 不開示とした部分とその理由なし」のとおりに、請求文書すべての開示を求めるため、審査請求を行った。

7. 処分庁の教示

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）」

との教示があった。

以上

